

●香川県告示第209号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成30年7月31日から同年8月14日まで高松市瀬戸内漁業協同組合において縦覧に供する。

平成30年7月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

高松市浜ノ町48番10号 湊谷 照雄

高松市瀬戸内町55番9号 吉野 浩二

高松市瀬戸内町55番8号 高藤 道義

2 加入区の名称

瀬戸内加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高松市瀬戸内漁業協同組合